
厚 沢 部 町

公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

目 次

第1章 計画策定の背景と目的.....	1
1. 背景と目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間.....	2
4. 対象範囲.....	3
5. 推進体制の構築	4
第2章 町の概要	5
1. 町の概況.....	5
2. 人口動向.....	6
3. 人口の推計	9
4. 財政動向.....	10
第3章 公共施設等管理の現状と将来の見通し	13
1. 対象施設.....	13
2. 施設の現状と課題.....	15
3. 将来の更新費用の見通し	24
第4章 公共施設等の管理に関する基本方針.....	26
1. 全体目標の設定	26
2. 維持管理にあたっての基本的な考え方.....	28
第5章 施設分類毎の方向性	34
1. 施設種別毎の方針.....	34

第1章 計画策定の背景と目的

1. 背景と目的

全国的に公共施設並びにインフラの老朽化対策が大きな課題となっています。公共施設については、全国的な人口減少と、少子高齢化に伴う年齢層の変化等によりどの自治体も今後の利用・需要の変化が予想されることに加え、過去に建設された施設がこれから大量に更新時期を迎える一方で、財政は依然として厳しい状況にあります。また、インフラについても、高度経済成長期に「ネットワーク」として整備した社会基盤施設の老朽化が進んでいることに加え、保全業務に携わる技術者不足や、メンテナンスサイクルを廻す仕組みが確立されていないこと、研修などを受ける機会が少ないためにおこる点検の質の低下などが指摘されています。

本町においても同様の状況が見られ、これらの問題を解決するために、本町にある公共施設の効果的かつ効率的な活用を図り、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるようにするための取り組みが必要不可欠です。また、各種インフラ施設については、計画的かつ効率的な維持管理・補修を今後も継続的に実施していく必要があります。

国において、平成 25（2013）年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、その中で地方公共団体の役割である行動計画が示されており、平成 26（2014）年 4 月 22 日付け総財務第 74 号「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」において公共施設等総合管理計画の策定要請がありました。

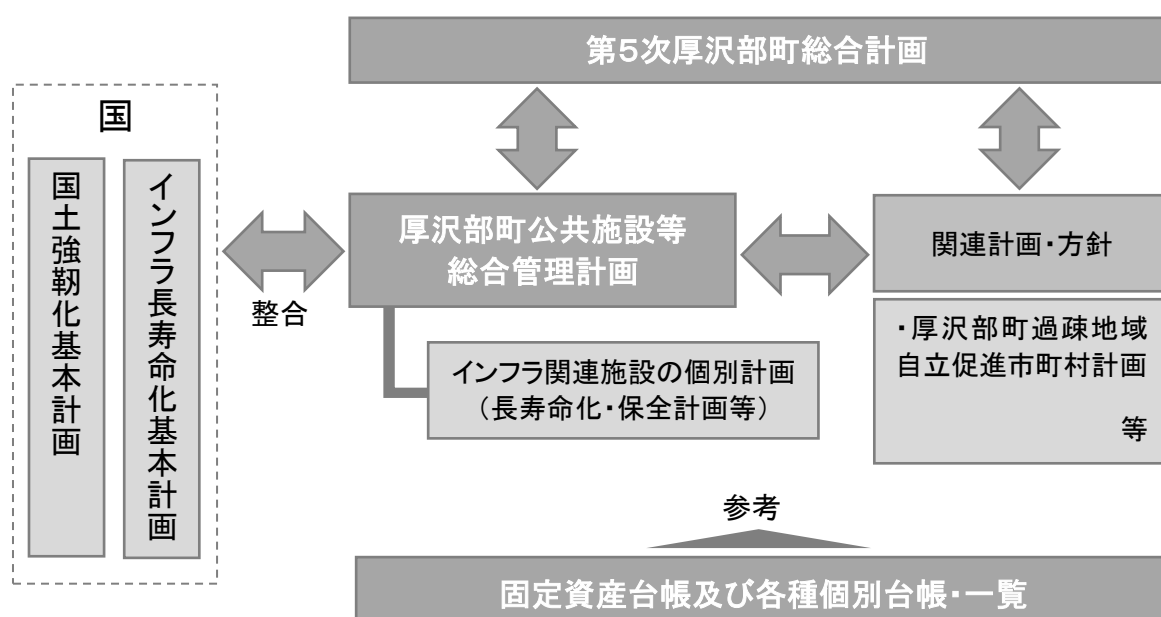
本計画は、中長期的な視点から、町の保有する公共施設等を総合的かつ一体的に管理し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的かつ効率的に実施するための方針を定めることを目的として、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省自治財政局財務調査課）」に基づき策定を行います。

対象施設については、統一的な基準による地方公会計の整備に伴い整理される固定資産台帳を基に行いますが、既存の各種計画や事業等に基づき行われている公共施設等の管理・運営・撤去に関する計画等との整合性を図りながら定めることとします。

2. 計画の位置付け

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化計画」や「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、本町の公共施設等におけるインフラ長寿命化計画（行動計画）として定めるものです。

町の最上位計画であり、まちづくりの総合的な計画である「第5次厚沢部町総合計画」をはじめとし、「厚沢部町過疎地域自立促進市町村計画」や各種施設の整備計画、長寿命化計画などとの整合性に配慮します。

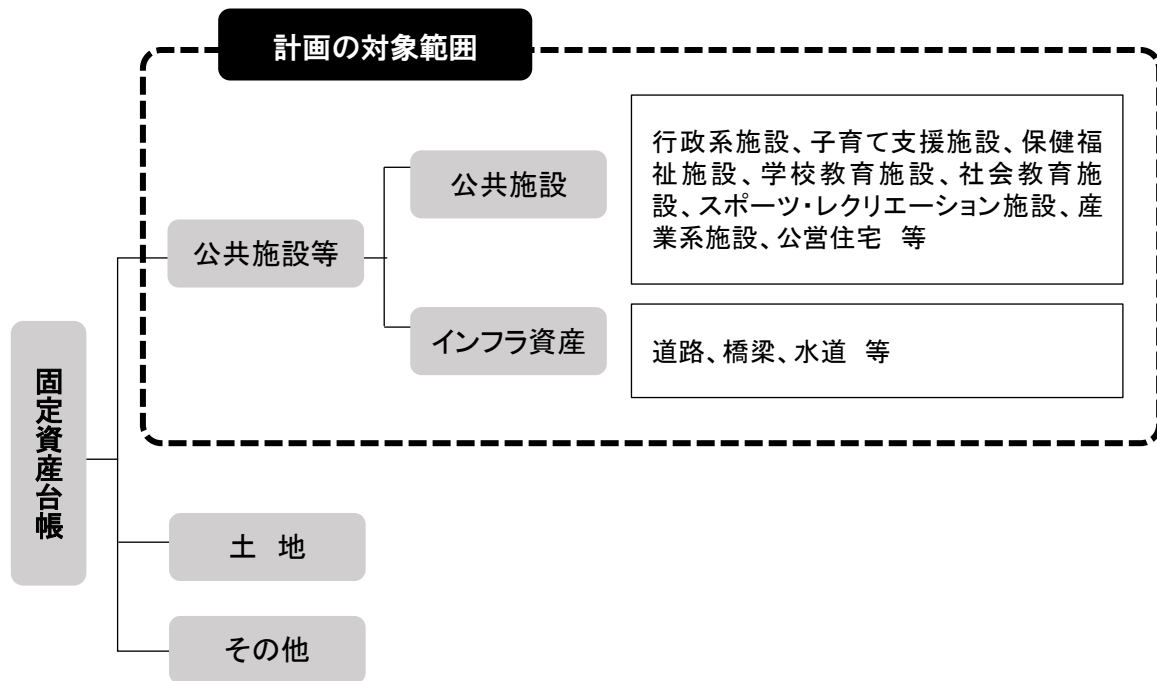


3. 計画期間

計画期間は、平成 29 (2017) 年度から 38 (2026) 年度までの 10 年間とします。ただし、中長期的な視点が必要であることから、人口規模推計などは、『厚沢部町人口ビジョン及び厚沢部町まち・ひと・しごと創生総合戦略』で行った平成 72 (2060) 年までのものを活用します。

4. 対象範囲

平成 28(2016)年度に整備する「厚沢部町固定資産台帳」を参考に、公営住宅、教育施設、町民利用施設及び庁舎等の公共施設並びに道路、橋梁及び水道等のインフラ資産を対象とし、今後新設を行う予定の施設についても考慮するものとします。



5. 推進体制の構築

(1) 取組体制の構築及び情報管理・共有方策

今後も続くことが想定される厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、インフラの大部分を管理する地方公共団体が単独で今と同規模の維持管理・更新施策等を行っていくには困難が伴うことが予想されています。

そこで、本計画を基に、公共施設等の維持管理に関する庁内の横断的な体制の整備を検討します。特に予算編成部署との連携や、事業の優先度の判断に対応した予算配分を検討しながら、住民等利用者の理解を得るとともに、協働の推進体制を構築します。

さらに、新たな担い手の確保に向け、技術者の育成・確保に一定の能力を有する民間企業へのアウトソーシング、指定管理者制度のさらなる活用、PPP¹やPFI²の導入に向けた調査、包括民間委託など、行政と民間が一体となって運営する方策を広く検討し、効率的で質の高いサービス提供のための考え方を検討します。そのためにも、研修等を通じて職員一人ひとりの意識を向上させるとともに、施設点検や診断のための知識や技術の向上に努めます。

(2) フォローアップの推進体制

本計画を基に、公共施設等の維持管理に関する庁内の横断的な体制を整備し、定期的に検討・評価する場を設定することにより、情報共有を図りながら、計画の進捗状況の確認を行います。また、町全体での管理コストの低減、年度毎の管理費の平準化の視点で、管理方策や更新施設の優先順位等について検討するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

これらの評価・検討結果は、議会へ報告するとともに、ホームページや広報誌などを通じて住民に公表します。

¹ PPP : public-private partnership (パブリック プライベート パートナースhip) の略で、官民パートナーシップと訳されることがある。これまで地方自治体が公営で行ってきた事業に、民間事業者(企業やNPO等)が事業の計画段階から参加し、連携・協力して、より良い公共サービスを提供するための手法。

² PFI : Private Finance Initiative (プライベート ファイナンス イニシアチブ) の略で、公共施設等の建設・維持管理・運営等に民間事業者の持つ経営ノウハウや資金を活用することで、効率的で質の高い公共サービスを提供するための手法のこと。

第2章 町の概要

1. 町の概況

厚沢部町は北海道南西部、檜山管内に位置し、面積は 460.58 km²、平成 28（2016）年 1 月 1 日現在の人口は 4,175 人です。三方が山に囲まれ総面積の 82%は林野で占められていますが、厚沢部川をはじめ糠野川、鶉川、安野呂川流域には水田が、丘陵地帯には畑地が広がっており、春から秋にかけては比較的温暖で適度な雨量もあることから、農業に適しています。発祥の地であるメークインをはじめとしたジャガイモに加え、大豆やトウモロコシ、カボチャ、メロン等の多種多様な農作物を出荷しているほか、厚沢部町農業担い手育成条例を定め、農業後継者の育成を進めています。また、ヒバや五葉松の北限、トドマツの南限として学術的に貴重な森林が財産であり、林業及び林産業も重要な産業です。

過疎化に加え少子高齢化が進行するなか、誰もが住みやすい個性豊かで活力に満ちた「世界一素敵な過疎のまち」を目指したまちづくりに取り組むことを目的に、「厚沢部町素敵な過疎のまちづくり基本条例」を定め、移住交流事業や移住体験の受け入れ、道外大学のアウトキャンパス誘致、町外でのPR活動等に積極的に取り組んでいます。生活環境の向上や各種エネルギー資源を活用した魅力ある産業の形成、そして交流人口の拡大や移住・定住の促進を図り、「住んで良かった」「住んでみたい」「いつまでも住み続けたい」と思える、安全で安心して暮らせるまちづくりを目標に、戦略的、重点的及び広域的な観点に立った施策を積極的に展開しています。

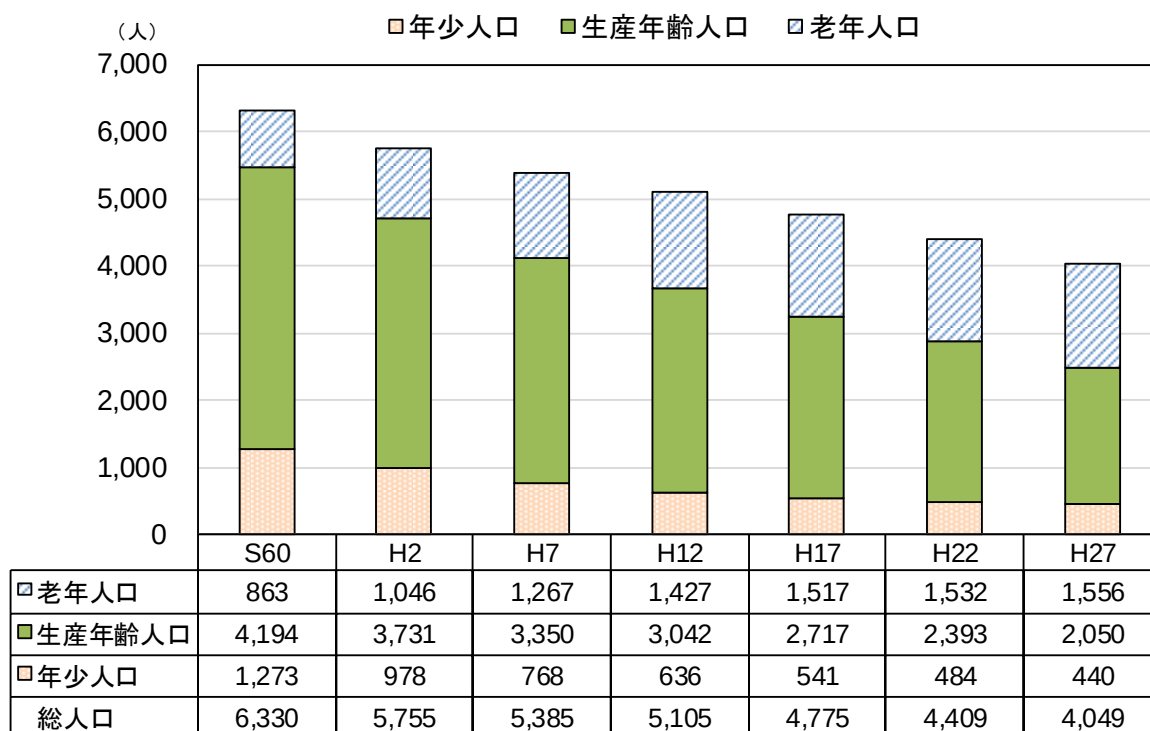
2. 人口動向

(1) 総人口及び人口構成と推移

国勢調査の総人口は昭和 60（1985）年が 6,330 人でしたが減少傾向にあり、平成 2（1990）年には 6,000 人を下回って 5,755 人に、平成 17（2005）年には 5,000 人を下回って 4,775 人となりました。直近 2015 年の国勢調査では、5 年間で 8.2% 落ち込み、4,049 人となっています。

人口構成は少子化・高齢化が続いており、生産年齢人口が減少し、平成 17 年以降 3,000 人を下回っています。平成 27（2015）年の年少人口割合は 10.9%、生産年齢人口割合が 50.6%、老年人口割合が 38.4%となっています。

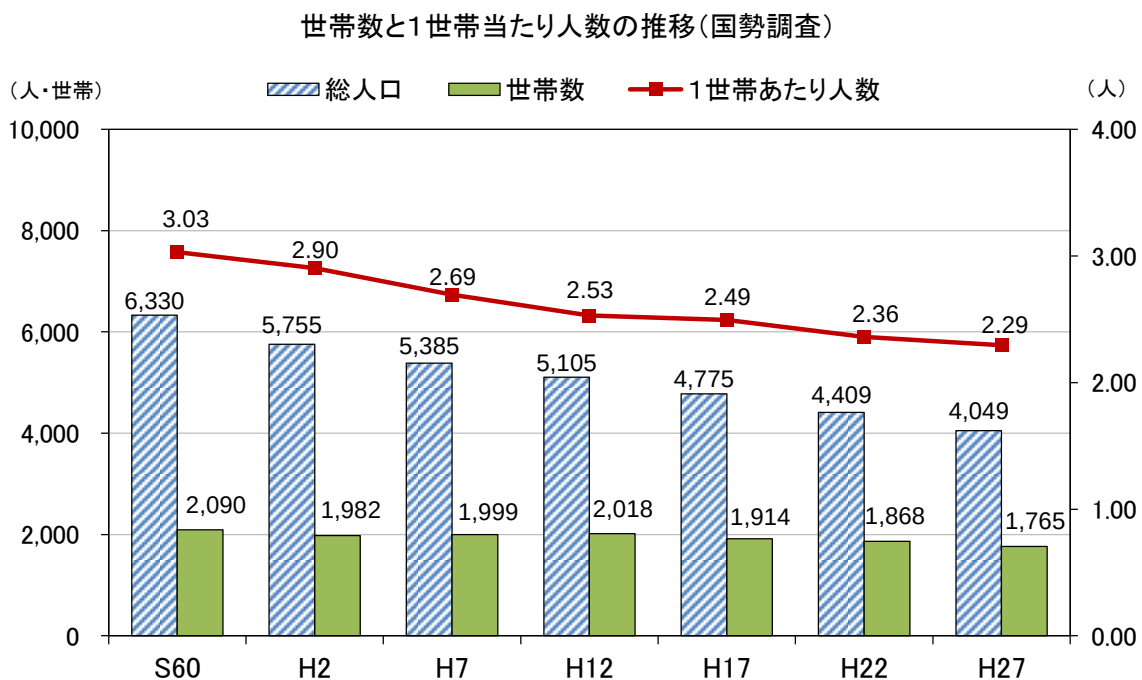
人口の推移（国勢調査より）



※年齢不詳者がある場合は、年齢階級毎の合計と総数が一致しない。

(2) 世帯数と1世帯当たり人数の推移

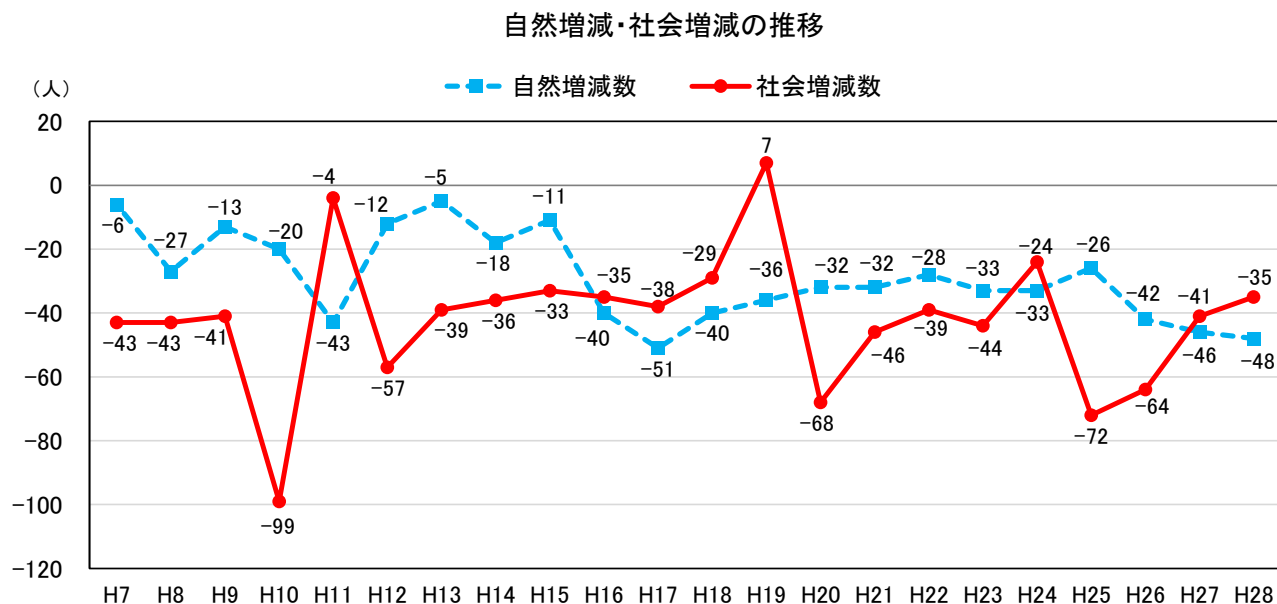
本町の世帯数は昭和 60（1985）年の 2,090 世帯から平成 27（2015）年には 1,765 世帯に減少しており、総人口の減少率に比べると低いものの、減少率は 15.6%となっています。人口減少に伴い、1 世帯当たり人数も減少傾向で、昭和 60 年は 1 世帯 3.0 人を超えていましたが、年々減少し平成 27（2015）年は 2.29 人となっています。



(3)人口動態の推移

①自然増減・社会増減の推移

人口動態については、自然減、社会減により人口減少が続いています。自然減については、ここ 20 年でその数が増加傾向にあります。社会減については年によって件数は異なるものの、近年は概ね 30～70 人の間で推移しています。



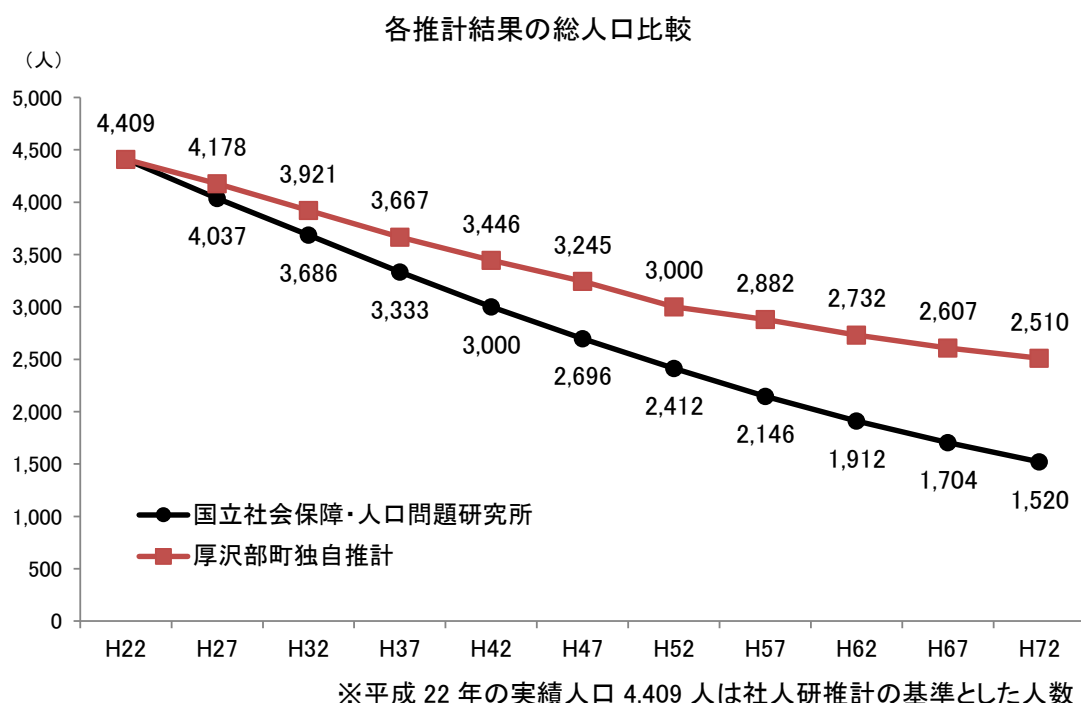
※住民基本台帳人口(平成 7 年から 25 年は各年3月 31 日現在、平成 26 年以降は1月1日現在)

3. 人口の推計

(1) 厚沢部町人口ビジョンにおける目標人口

昨年度策定した『厚沢部町人口ビジョン及び厚沢部町まち・ひと・しごと創生総合戦略』においては、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」とする）の推計をもとに、中長期の視点を考慮して合計特殊出生率を上げ子どもの出生数を増やすこと、より短期的な人口増加策として移住・定住施策を強化するとともに、町外への転出を減らすことで社会減の幅を食い止めるという視点で、町独自の将来人口の推計並びに目標人口の設定を行いました。

人口ビジョンにおける本町の目標人口は平成 52（2040）年で 3,000 人（社人研推計比＋24.4%）ですが、推計の基準である平成 22（2010）年の人口 4,409 人と比べると、32.0%の減少となり、人口の大幅な減少は避けられない推計となっています。



【年齢3区分別の目標値】

(単位: 人)

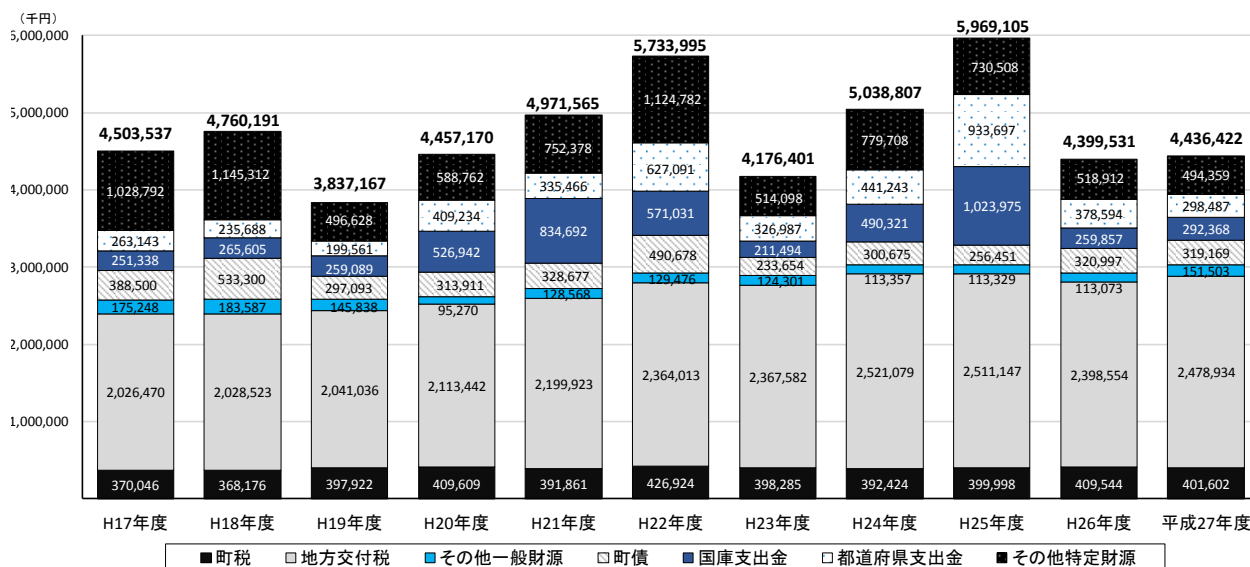
区分	平成 22 年	平成 32 年	平成 42 年	平成 52 年	平成 62 年	平成 72 年
年少人口 0～14 歳	484 11.0%	407 10.4%	384 11.1%	417 13.6%	413 15.1%	387 15.4%
生産年齢人口 15～64 歳	2,393 54.3%	1,909 48.7%	1,629 47.3%	1,430 46.8%	1,339 49.0%	1,390 55.4%
高齢人口 65 歳以上	1,532 34.7%	1,604 40.9%	1,433 41.6%	1,210 39.6%	980 35.9%	733 29.2%
合 計	4,409	3,921	3,446	3,057	2,732	2,510

4. 財政動向

コスト削減と財政の適正化の観点から、公共施設等の維持管理や改修・更新等に支出できる財源には限界があるということを前提に、公共施設のあり方を検討する必要があります。

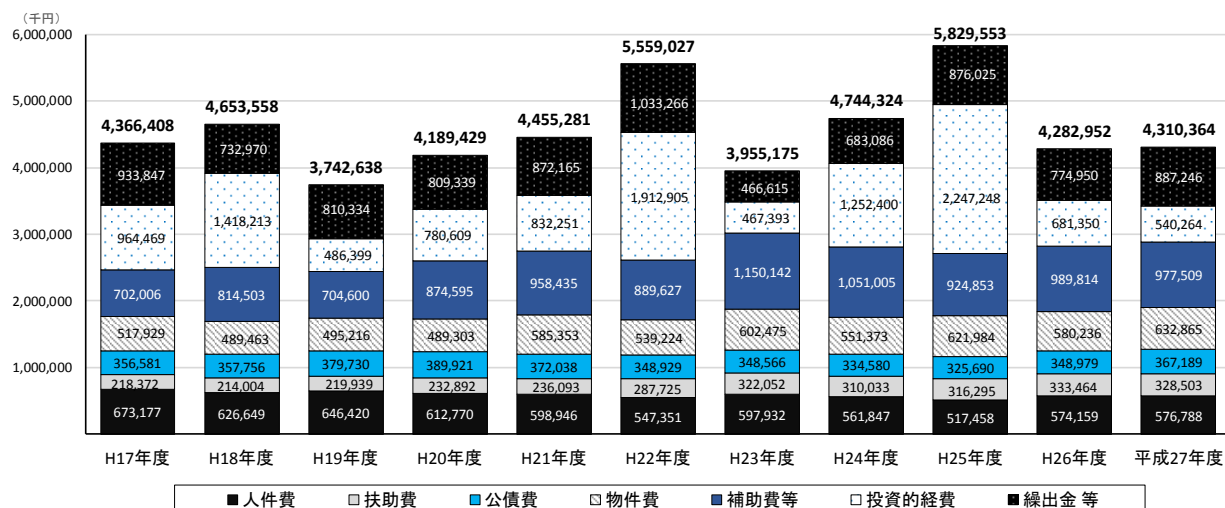
(1) 歳入決算額

本町の歳入状況は平成 17（2005）年から平成 27（2015）年にかけては平均 48 億円弱で推移してきました。町税はこの間に 8.5%増加していますが、平成 27（2017）年度決算における本町の歳入約 44 億円のうち、町税の占める割合は 9.1%で、地方交付税が全体の半分以上（55.9%）を占めています。



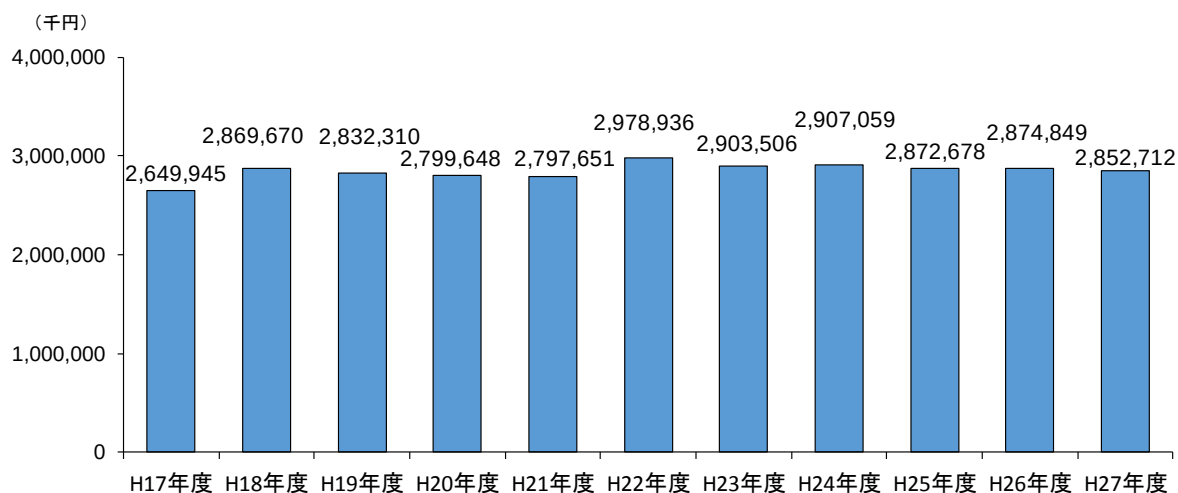
(2) 歳出決算額

歳出に関しては、扶助費や補助費等が増加傾向です。対して、建物の建設等に充てられる投資的経費は、年度によって増減があり平成 22（2010）年度は情報通信基盤設置工事（7.4 億円）や町民プール新築工事（3 億円）、平成 25（2013）年度は種子馬鈴薯選別施設整備工事（10.5 億円）等の大型事業により一時的に増加しています。



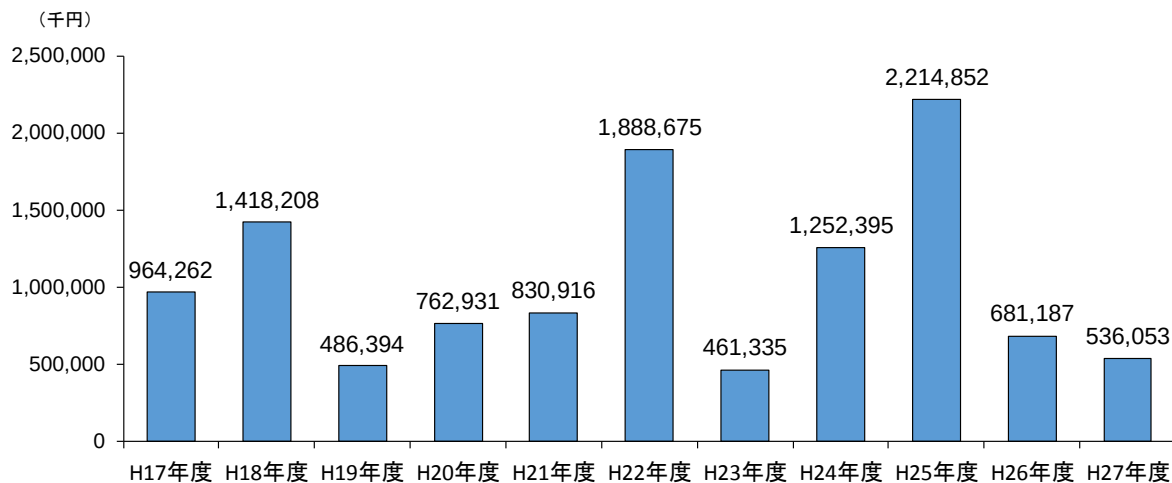
(3) 地方債現在高

地方債残高については、近年 28～30 億円の間で推移しており、平成 27（2015）年度は約 28.5 億円となっています。



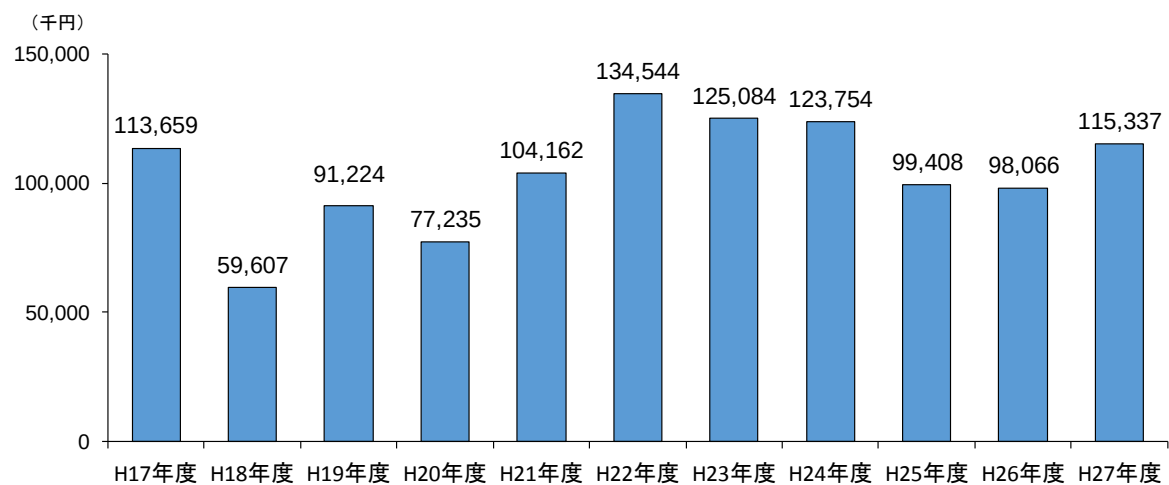
(4) 普通建設事業費

投資的経費のうち公共施設等の整備にかかる財政支出である普通建設事業費は年度毎に上下していますが、特に 10 億円を超えた年が過去 10 年間で 4 回あり、歳出のうち投資的経費の増減に影響を与えています。



(5)維持補修費(公有財産の維持補修に係る費用)

公有財産の維持補修に関する費用は、年度毎に増減はありますが、平成 23 年度からは減少傾向にあり、近年は 1 億円を下回っていました。平成 27 (2015) 年度は増加に転じ、約 1.15 億円となっています。



第3章 公共施設等管理の現状と将来の見通し

1. 対象施設

本計画で対象とする全ての公共施設等を、施設の持つ機能や特性から「建物系」と「インフラ系」の2つの類型区分で整理して検討を行います。原則として、平成28(2016)年3月31日現在で町の所有する全ての公共施設等を対象としますが、既に廃止や除却が決定している施設については今回の検討の対象外とします。

【建物系施設の分類と主な施設】

大分類	中分類	主な施設
町民文化系施設	集会施設	各地区ふれあいセンター・コミュニティーセンター・寿の家・生活改善センター、山村開発センター、まちなか交流センター、館地域振興センター、鶉地区多目的研修集会センター、町民交流センター等
社会教育系施設	図書館	図書館
	博物館等	郷土資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	総合体育館、多目的運動広場、多目的交流広場、町民プール、スキー場
	レクリエーション・観光施設	レクの森バンガロー・休憩施設、森林展示館、バーベキューハウス、オートキャンプ場、ふれあい農園、館城跡各種施設
	保養施設	館地区憩いの家、うずら温泉宿泊施設、上里ふれあい交流センター
産業系施設	産業系施設	産業会館(道の駅)、種子馬鈴薯選別施設、農業活性化センター
学校教育系施設	学校	小学校・中学校
	その他教育施設	総合給食センター・教員住宅等
子育て支援施設	幼保・こども園	保育所・こども園
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	高齢者生活支援寮
	保健施設	保健福祉センター
行政系施設	庁舎等	庁舎、消防署庁舎・分遣所・格納庫等
	その他行政系施設	職員住宅、土木車庫等
公営住宅	公営住宅	公営住宅、地域優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅
その他	その他	未使用物件・貸付物件等 (旧北電事務所、旧厚沢部川農業開発事務所、旧学校施設、旧集会施設、旧診療所等)

【インフラ系施設の分類と主な施設】

大分類	中分類	主な施設
道路	道路	町道・農道・林道
	橋梁	PC橋・RC橋・鋼橋
水道	上水道・簡易水道等	管路、排水場、浄水場等
	下水道・集落排水施設等	下水処理場等
公園	公園	公園

2. 施設の現状と課題

(1) 建物系

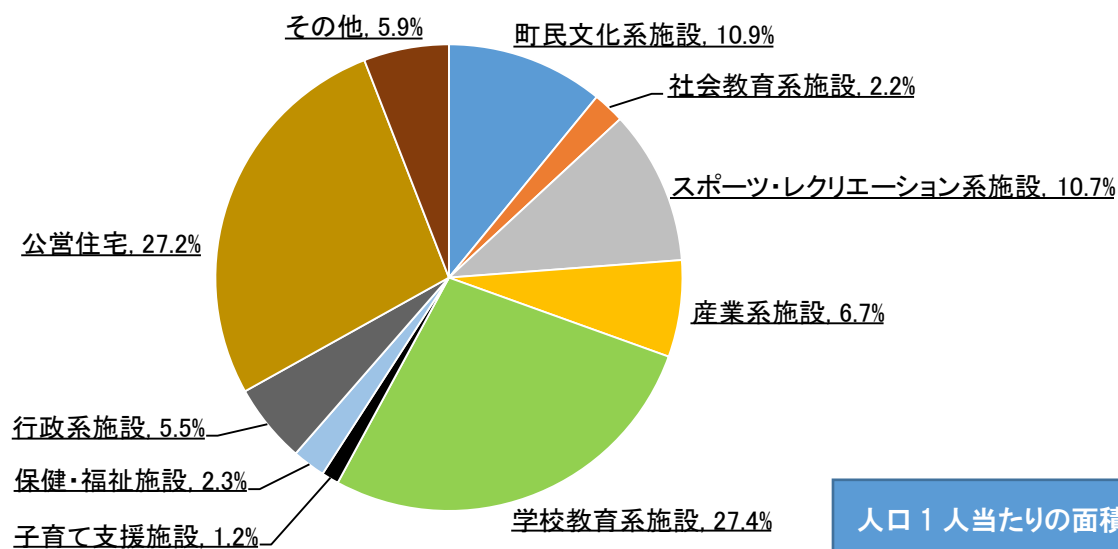
① 建物面積の内訳(公共施設)

建物系施設全体の総延床面積は、平成 27 (2015) 年度末現在で 84,194.60 m²、人口 1 人当たり約 20.17 m²です。

平成 24 (2012) 年 3 月に総務省自治財政局財務調査課が公表した『公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果』によると、1 人当たりの公共施設面積は全国平均で 3.22 m²となっています。また、人口 1 万人以下の規模の自治体の平均 10.61 m²と比べても、広がっています。なお、建物全体に占める割合は学校教育系施設が 27.4%と最も高く、次いで公営住宅が 27.2%となっています。

分類	延床面積(m ²)	割合(%)
町民文化系施設	9,162.67	10.9
社会教育系施設	1,888.26	2.2
スポーツ・レクリエーション系施設	8,986.19	10.7
産業系施設	5,621.13	6.7
学校教育系施設	23,105.27	27.4
子育て支援施設	1,015.54	1.2
保健・福祉施設	1,924.50	2.3
行政系施設	4,626.48	5.5
公営住宅	22,869.09	27.2
その他	4,995.47	5.9
合計	84,194.60	100.0

施設分類別 割合

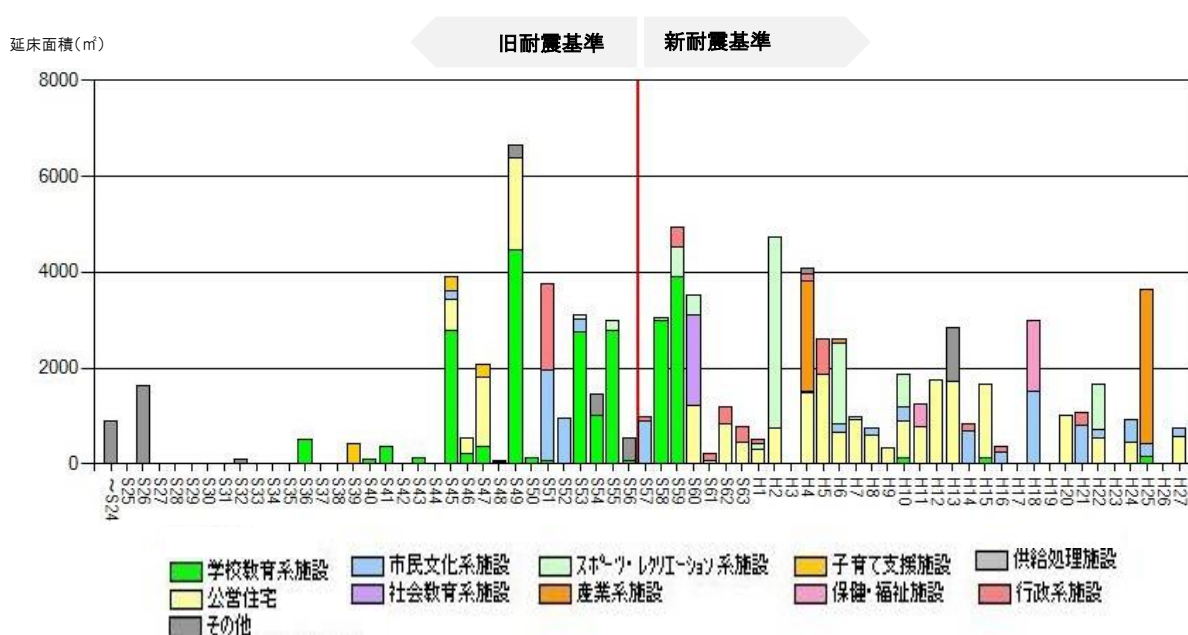


人口 1 人当たりの面積
=20.17 m²

②年度別整備延床面積

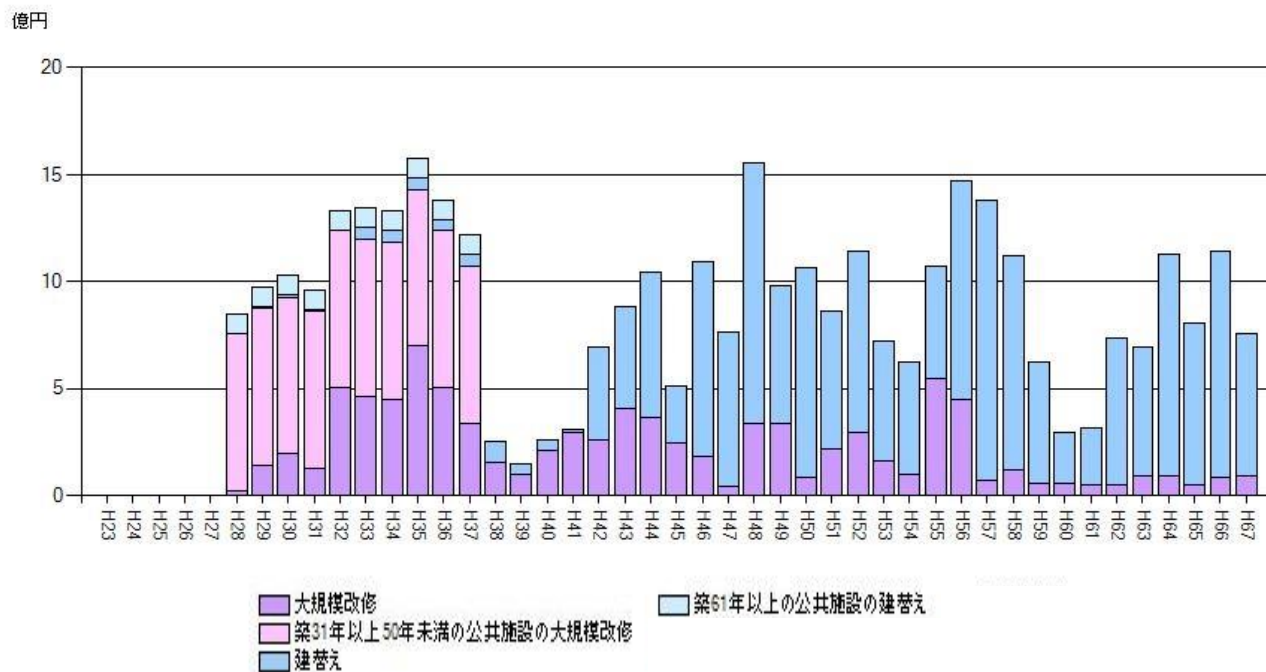
年度別の推移状況の整備からは、本町の公共施設の建設時期の多くは、昭和 50 年代（1975～84 年）に特に集中していることが分かります。今後老朽化が進むにつれ、平成 32（2020）年以降に大規模な改修や更新の時期が訪れることが見込まれます。

また、いわゆる旧耐震基準で建てられている昭和 56（1981）年以前に建てられた建築物が全体の 3 割以上（36.0%）を占めています。旧耐震基準であっても、中程度の地震（震度 5 程度）において倒壊しないとされていますが、近年頻発する大規模地震への規定が特にないということから分かりますとおり、特に多くの住民が集まる可能性がある公共施設においては、新耐震基準が求めている「建築物の存在期間中に 1 度は遭遇することを考慮すべき極めて稀に発生する地震動に対して倒壊・崩壊するおそれのないこと」への対応が急務となっています。



③将来の更新費用の推計(建物系)

建物系施設における将来の更新費用の推計は1年当たり9.1億円、今後40年間で364.8億円となっています。



(2) インフラ系

① 道路

道路については、町道・農道・林道が含まれています。投資的経費の内訳については、平成 27 年度は既存更新分・新規整備分・用地取得分を合わせて約 6,000 万円となっています。

総面積による将来の更新費用の推計は 1 年当たり 0.9 億円、今後 40 年間で 35.1 億円となっています。

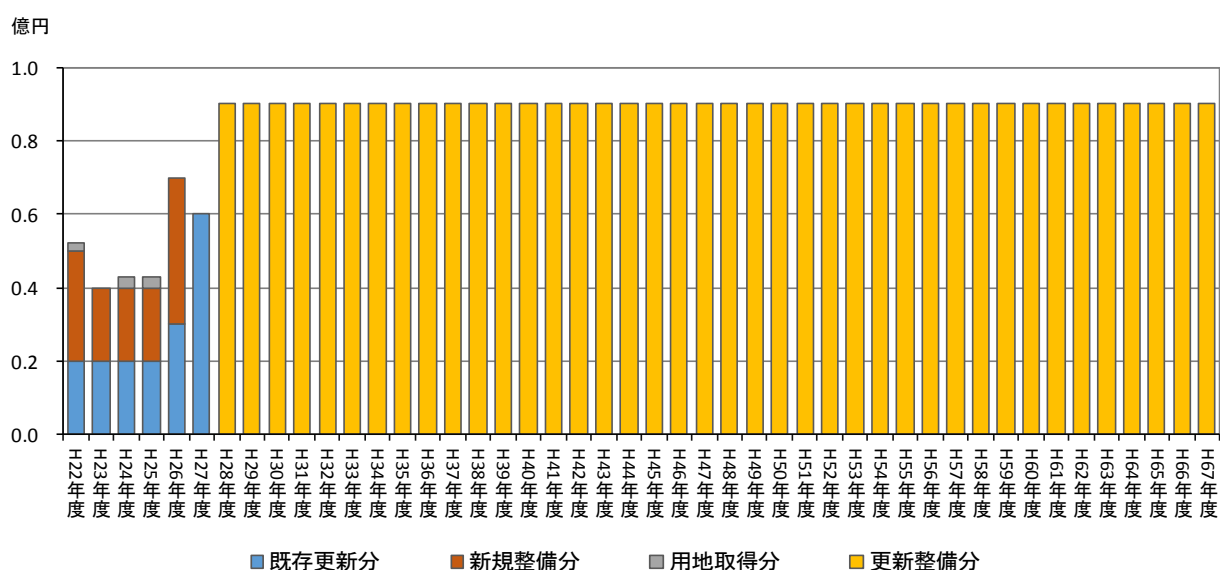
資産種別	件数	面積(m ²)	距離(m)
町 道	192	879,527.43	183,718.10
農 道	1	806.49	4,058.37
林 道	9	122,729.00	29,562.00
合 計	202	1,003,062.92	217,338.47

道路に係る投資的経費の内訳

(千円)

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 22 年度	18,667	31,768	1,530	51,965
平成 23 年度	16,499	21,199	0	37,698
平成 24 年度	19,273	18,259	3,035	40,567
平成 25 年度	19,811	21,809	3,909	45,529
平成 26 年度	26,890	39,097	0	65,987
平成 27 年度	60,041	0	0	60,041
合 計	161,181	132,132	8,474	301,787
単年度平均	26,864	22,022	1,412	50,298

総面積による将来の更新費用の推計(道路)



②橋梁

橋梁については、次のとおりです。投資的経費の内訳については、平成 27 年度は既存更新分・新規整備分・用地取得分を合わせて約 3,800 万円となっています。

総面積による将来の更新費用の推計は 1 年当たり 0.7 億円、今後 40 年間で 28 億円となっています。

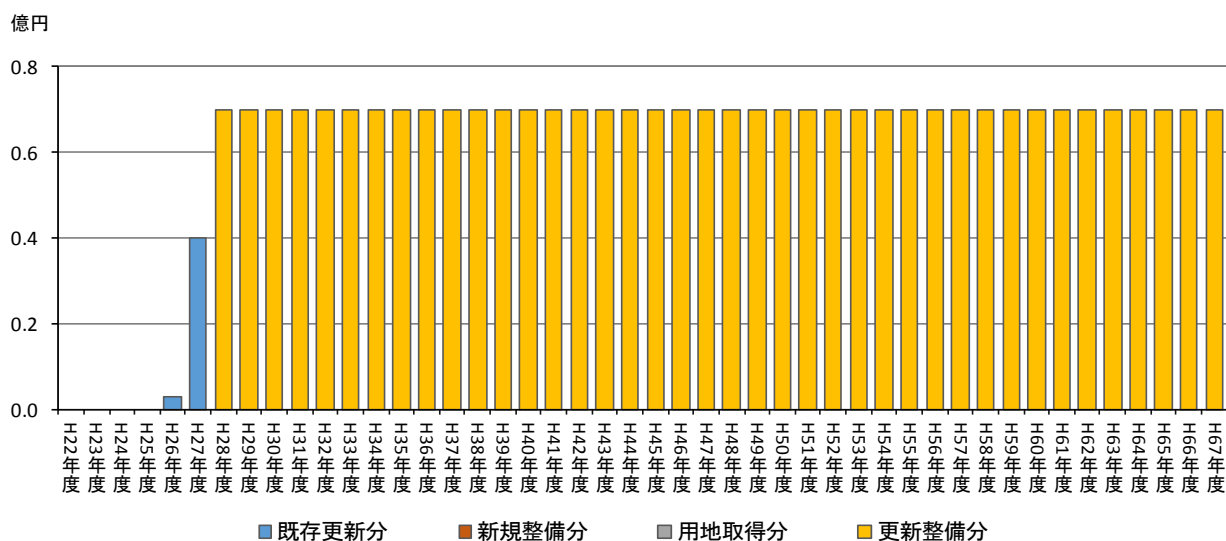
資産種別	件数	橋梁面積(㎡)	橋長(m)
鋼 橋	2	37.2	12.0
RC 橋(合成桁含む)	38	6211.8	1095.8
P C 橋	10	1350.0	189.3
ボックス橋	10	242.0	28.7
合 計	60	7841.0	1325.8

橋梁に係る投資的経費の内訳

(千円)

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 22 年度	0	0	0	0
平成 23 年度	0	0	0	0
平成 24 年度	0	0	0	0
平成 25 年度	0	0	0	0
平成 26 年度	3,543	0	0	3,543
平成 27 年度	38,178	0	0	38,178
合 計	41,721	0	0	41,721
単年度平均	6,954	0	0	6,954

総面積による将来の更新費用の推計(橋梁)



③上水道

本町の上水道は簡易水道で運営されています。水道についての基本情報は次のとおりです。投資的経費の内訳については、平成 27 年度は既存更新分・新規整備分・用地取得分を合わせて約 5,200 万円となっています。

総延長による将来の更新費用の推計は 1 年当たり 1.9 億円、今後 40 年間で 77.8 億円となっています。

上水道の普及率(平成 28 年 3 月現在)
99.3%

上水道の管径別延長(平成 28 年 3 月現在)

	導水管(m)	送水管(m)
300mm 未満	221	22,855
300～500mm 未満	0	2,315
合 計	221	25,170

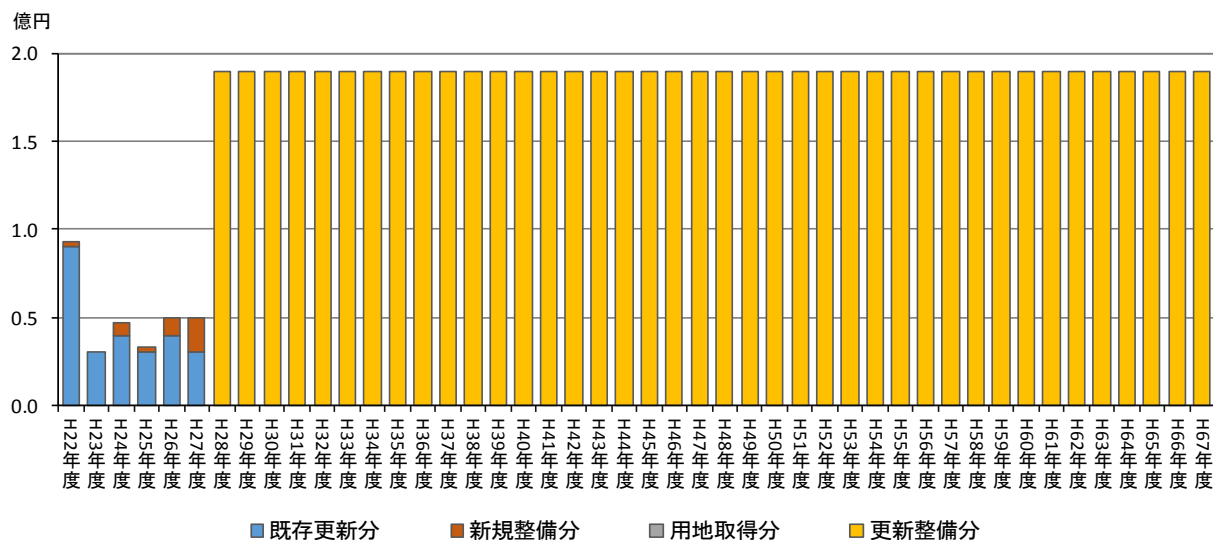
	配水管(m)
～50 mm 以下	32,659
～75 mm 以下	37,465
～100 mm 以下	27,585
～125 mm 以下	669
～150 mm 以下	26,830
～200 mm 以下	6,329
～250 mm 以下	2,065
合 計	133,602

上水道に係る投資的経費の内訳

(千円)

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 22 年度	90,756	3,623	0	94,378
平成 23 年度	26,892	0	0	26,892
平成 24 年度	36,942	7,455	0	44,397
平成 25 年度	29,348	2,699	0	32,046
平成 26 年度	43,067	14,100	0	57,167
平成 27 年度	34,526	17,112	0	51,638
合 計	261,531	44,988	0	306,519
単年度平均	43,589	7,498	0	51,087

管径別延長による将来の更新費用の推計(上水道)



④下水道

下水道についての基本情報は次のとおりです。投資的経費の内訳については、平成 27 年度は既存更新分・新規整備分・用地取得分を合わせて約 9,200 万円となっています。

総延長による将来の更新費用の推計は 1 年当たり 3,000 万円、今後 40 年間で 12.8 億円となっています。

下水道の普及率	下水道の接続率(平成 28 年 3 月現在)
45.5%	80.9%

下水道管種別延長(平成 28 年 3 月現在)

	延長(m)
塩ビ管	26,943

下水道管径別延長(平成 28 年 3 月現在)

	延長(m)
～250mm 以下	26,943

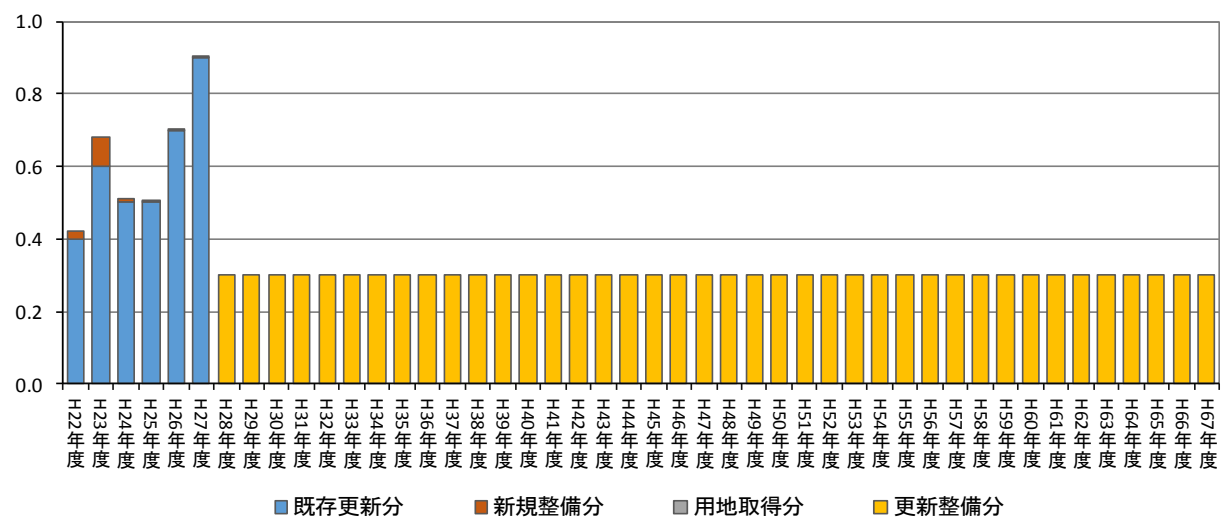
下水道に係る投資的経費の内訳

(千円)

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 22 年度	40,706	1,932	0	42,638
平成 23 年度	60,291	7,980	0	68,271
平成 24 年度	52,436	1,239	0	53,675
平成 25 年度	52,221	297	0	52,518
平成 26 年度	65,554	302	0	65,856
平成 27 年度	91,672	324	0	91,996
合 計	362,879	12,075	0	374,953
単年度平均	60,480	2,012	0	62,492

総延長による将来の更新費用の推計(下水道)

億円



⑤公園

町内の公園は次の通りです。

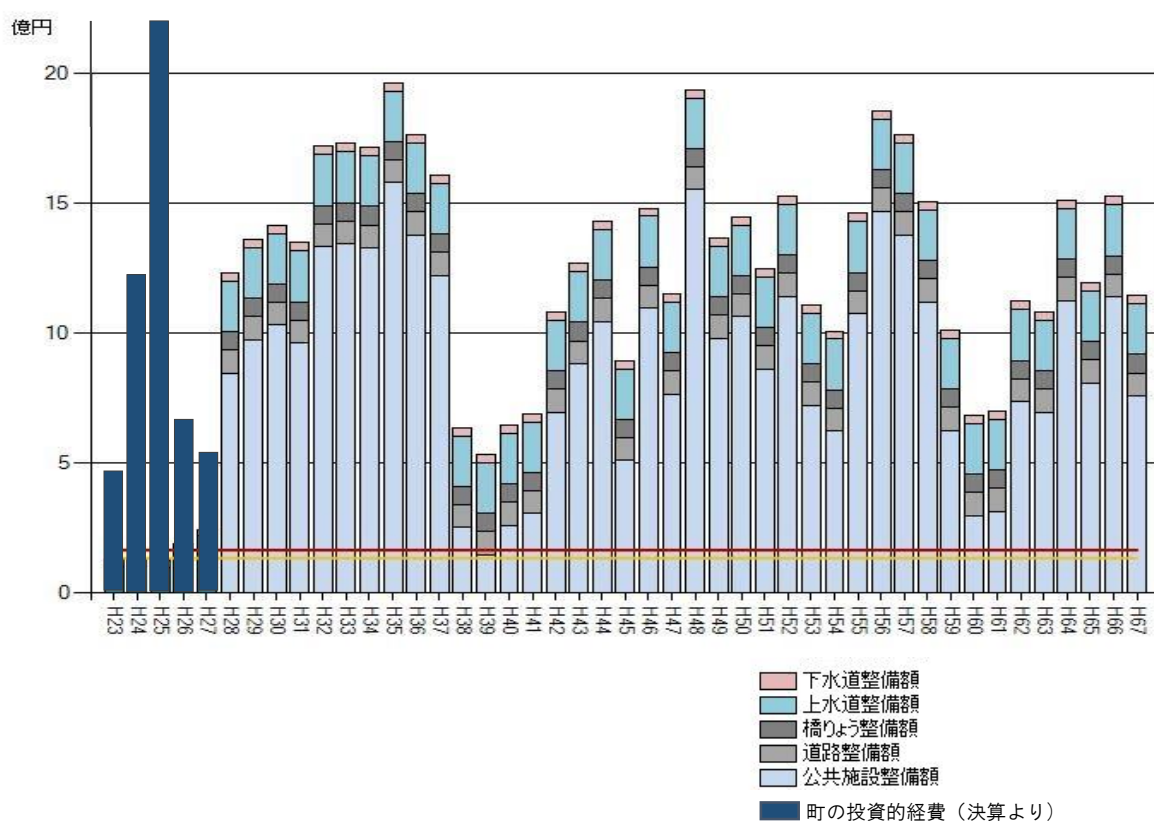
名 称	所在地	面積(㎡)	所管課
道の駅公園	緑町 85 外	11,960	農林商工課
太鼓山公園	本町 130-3 外	14,344	農林商工課
多目的交流広場(パークゴルフ場)	新町 120-1 外	15,768	教育委員会
ひまわりの丘公園	赤沼町 377-1 外	15,394	建設水道課
鶉地区農村広場	鶉町 253-6 外	7,307	建設水道課
冷水水源公園	相生 426-7	3,400	建設水道課
旭丘開拓記念碑用地	旭丘 255-6 外	750	税務財政課
館地区児童公園	館町 170 外	3,134	建設水道課
地区農村広場	南館町 271-1 外	10,799	建設水道課
館城跡公園	城丘 366 外	64,581	教育委員会

3. 将来の更新費用の見通し

(1) 将来の更新費用の推計

総務省提供ソフトを用いて、このまま公共施設等（建物系＋インフラ系）を全て保有し続けた場合の必要コストを試算しました。今後 40 年間の更新費用総額は約 518.8 億円、年平均で 13.0 億円となります。平成 37 年までは、公共施設等の大規模改修が、さらに平成 42 年以降は平成 50 年を中心とした時期に既存施設で建て替えが必要な施設が集中していることが分かります。

将来の更新費用の推計（公共施設及びインフラ資産）



【試算根拠】アプリケーションソフト（正式名称『公共施設等更新費用試算ソフト』）は、一般財団法人地域総合整備財団が作成したもの。

《公共施設（建築物）の試算条件》

- ▶試算期間は 40 年間で設定。
- ▶耐用年数の設定：目標耐用年数を 60 年とする。
（日本建築学会『建築物の耐久計画に関する考え方』）
- ▶更新年数の設定
 - ・建設時より 30 年後に大規模改修を行い、60 年間使用して同床面積で建て替えと仮定
現時点で建設時より 31 年～50 年未満の施設は、今後 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定。
 - ・現時点で建設時より 50 年以上を経過しているものは、建て替えの時期が近いので、大規模改修は行わないと仮定。

《更新費用の算定》

- ▶更新費用は床面積に単価を乗じて算出。
 - ・単価は、先行して試算に取り組んでいる地方自治体の調査実績や設定単価等を基に総務省が設定した以下設定単価で計算。

	建て替え	大規模改修
町民文化系・社会教育系・行政系施設等	40 万円／㎡	25 万円／㎡
スポーツ・レクリエーション系施設等	36 万円／㎡	20 万円／㎡
学校教育系、子育て系施設等	33 万円／㎡	17 万円／㎡
公営住宅	28 万円／㎡	17 万円／㎡

	算定根拠	更新単価
道路	国土交通白書に示された舗装耐用年数 10 年、一般的な供用耐用年数 12～20 年より、15 年に 1 度全面的に舗装の打ち替えを行うものとして算出。	一般道路：4,700 円／㎡ 自転車歩行者道：2,700 円／㎡
橋梁	法的耐用年数より、構築年度から 60 年で全面更新するものとして算出。	PC 橋、RC 橋、石橋、木橋：425 千円／㎡ 鋼橋：500 千円／㎡ （構造不明の場合は、448 千円／㎡）
上水道	法的耐用年数より、構築年度から 40 年で全面更新するものとして算出。	9.6 万円／㎡～
下水道	法的耐用年数より、構築年度から 50 年で全面更新するものとして算出。	17 万円／㎡

※道路については、舗装率を考慮した上で、オーバーレイ工法による町独自単価を採用している。

※橋梁については、長寿命化計画で算出した架け替えの将来事業予測をもとにしている。

※上水道・下水道については、近年の工事単価等を参考に町独自単価を採用している。

第4章 公共施設等の管理に関する基本方針

1. 全体目標の設定

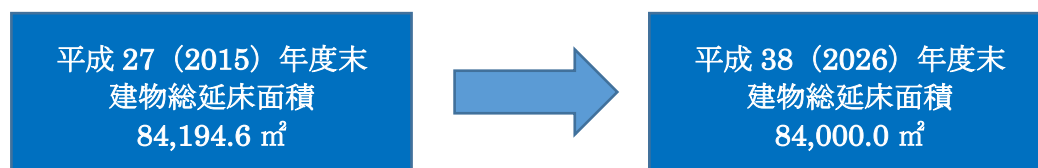
本町の公共施設等における現状と課題及び、施設の改修・更新にかかる将来コスト試算の結果を踏まえ、基本となる全体目標を設定します。ここでは、建設系施設とインフラ系施設に大別した上で検討を行います。施設の特性に応じた、総合的かつ計画的な管理運営を推進することで、将来の更新費用の削減を目指します。

なお原則として、施設分類毎にこれまで個別に策定されている耐震計画や長寿命化計画との整合性を図ることとします。

(1) 施設・建物の目標

① 施設総量(総床面積)について

公共施設(建物)は供給量を適正化することとし、その全体面積については、現状維持を目標とします。



② 新規整備や施設の更新・建て替え・集約化について

単独施設での新規整備はその用途や必要性を慎重に検討した上で決定します。また、改築や改修する場合も、施設の統廃合・複合化・多機能化を基本とすることで、施設の管理運営費の縮減を目指します。また、特定の地区住民や団体などに利用者が固定化している施設については、関連団体等への移転や譲渡等を検討します。

利用率が極めて低い施設や、老朽化して実質的に遊休化している施設については、その機能を移転した上で、除却又は、売却、貸付等を検討します。

③ 施設の維持並びに管理運営コストについて

管理運営については、地域住民や団体による協力など民間活力のさらなる利用を検討します。指定管理者制度の拡大についても、メリット・デメリット等を把握した上で、必要に応じて検討します。機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減させることに取り組みます。

(2) インフラの目標

インフラについては既に個別に定める長寿命化計画や点検結果等に従い、維持管理、修繕、更新、取り壊し等を進めていきます。

①投資の方向性について

単純な新設等への投資はできるだけ抑えることとし、既存施設に係る維持管理については、安全機能の確保を最優先にし、計画的に改修を行っていきます。

②コストの縮減について

安全に配慮しつつも、適切な整備を行うことで長寿命化を可能な限り図ることとします。また、計画的かつ効率的な改修・更新を推進し、ライフサイクルコスト³の縮減を目指します。

³ ライフサイクルコスト：建物及びインフラにおいて、計画・設計・工事にかかる各種コストに加え、継続的な維持管理や最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額のこと。生涯費用という訳語を与えられることや、英語(Life cycle cost)の頭文字から LCC と表記されることもある。

2. 維持管理にあたっての基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

日常点検と定期点検・臨時点検などを必要に応じて実施し、点検履歴を記録し、施設の老朽化対策に活用します。施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を中心に診断を実施します。また、施設の長寿命化を図るために、快適性や環境負荷の影響等についても評価を実施します。

点検・診断等に必要な知識・技術

業務分野等			内容
施設	業務	知識・技術を求める対象	
橋梁	点検	担当技術者	橋梁の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2及び国が定める道路橋の定期点検要領に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術。
	診断	担当技術者	橋梁の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2及び国が定める道路橋の定期点検要領に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術。
管路施設	点検・診断 ※点検は調査に相当	管理技術者	下水道管路施設の調査・診断業務の実施にあたり、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、確実な調査・診断手法により、異常の程度を適切に評価する技術及び、調査結果をもとに、緊急度等を適切に判断する能力・技術、並びに業務の管理及び統括を行う能力。
		担当技術者	下水道管路施設の調査・診断業務の実施にあたり、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、機械器具等の的確な操作及び異常箇所を記録する能力、技術。

(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

①維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修に対しては、公共団体が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を維持します。建物の環境を常に衛生的な状態に維持するため、清掃をこまめに行い快適性を高めるとともに、廃棄物の軽減を図りながら維持管理及び修繕内容を管理し、計画的・効率的に行うことによって、費用を平準化しトータルコストの縮減を目指します。

②更新等の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生する度に対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。また、法改正により既存不適格建築物となるケースを避けるためにも、適法性を一元で管理できる体制を整備します。

適法性の主な管理項目

業務分野等		法令・内容等
業務	知識・技術を求める対象	
関連法規適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、公共工事品確法、学校保健安全法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
	消防に関する法令	消防法
	環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
	不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	条例	各種関連条例
定期検査の履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査、
	建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

建物を更新することなく長期間有効に活用するためには、建築の基本性能を、現在の利用目的に合致した最適な状態に維持することが必要です。そのためにも、内装や設備に関しては計画的に保全します。

施設の長期修繕についての計画策定にあたっては、統廃合や複合化に関する町の推進方針との整合を図ります。

(3)安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保するだけでなく、資産や情報の保全もその目的の一つです。また万一の災害に遭遇したときには、被害を最小限にとどめ、速やかに復旧する体制を平時から整えるための備えも求められています。施設の安全性及び耐用性の観点から、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性に係る安全確保に努めます。

インフラにおいては、施設の自然災害及び経年劣化による構造躯体、仕上材及び付帯設備の重大な不具合及び崩壊・崩落に対する安全性の確保が求められています。危険性が認められた施設については、安全性評価の内容に沿って、安全確保のための改修を実施します。

施設の安全確保に係る項目(安全性についての評価項目)(出典: FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版))

安全性についての評価項目			建築系公共施設	土木系公共施設
中項目	小項目	評価内容		
敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層・有・無	・液状化・活断層・有・無
		土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域 有・無	・警戒区域・特別警戒区域・有・無
		浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無
	敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域・有・無	・道路幅
		緊急自動車接近	・道路幅	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無
		地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無	・消防法危険物(1 類・2 類・3 類)・有・無
		危険物の種類	・消防法危険物(1 類・2 類・3 類)・有・無	・危険物から 50m 以内、200m 以内
		保安距離	・危険物から 50m 以内、200m 以内	・道路幅
建物・構造物安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度	・基礎の安全要件の満足度
		常時床荷重	・許容積載荷重・超過	・上載積載荷重・超過
	耐震安全性	建設年	・1981 年 6 月以前	・最新の道路橋示方書の改定年
		耐震診断	・ I_s 値 >0.6 / $0.6 > I_s$ 値 >0.3 / $0.3 > I_s$ 値	・各部材で、最新の道路橋示方書の基準による
		耐震補強	・要・不要	・要・不要
		耐震等級	・等級	・耐震性能 1~3
		免震、制震	・有・無	・有・無
	耐風安全性	耐風等級	・等級	・風荷重の検討
	対水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度	・浸水に対する安全要件の満足度
	対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度	・落雷に対する安全要件の満足度
火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能	・防火対策
	避難安全性	避難路確保	・避難路確保	・避難路確保
	消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用侵入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保	・非常用侵入口・防火設備
生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有 ・無 ・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況	・有 ・無
		空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン放散速度	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン放散速度
	水質安全性	水質検査	・有 ・無	・有 ・無
		水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
	傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
		落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度	・落下物防止に対する安全要件の満足度
		危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度

安全性についての評価項目			建築系公共施設	土木系公共施設
中項目	小項目	評価内容		
生活環境安全性	有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況(年代・部位)	アスベスト排除
		PCB排除	・トランス・蛍光灯・シーリングから PCB 排除状況(年代・部位)	・トランス・蛍光灯・シーリングから PCB 排除状況(年代・部位)
		フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況
		CCA対策	・木造土台の CCA・有・無	
	公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度	・日照・通風障害防止要件の満足度
		風害防止性	・風害防止要件の満足度	・風害防止要件の満足度
		電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度	・電波障害性防止要件の満足度
		騒音・振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度	・音・振動・悪臭防止要件の満足度
		障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度
		外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度	

施設の安全確保に係る項目(耐用性についての評価項目)(出典: FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版))

耐用性についての評価項目			建築系公共施設	土木系公共施設
中項目	小項目	評価内容		
耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%	・経過年数の%
		耐用年数(償却)	・法的耐用年数	・法的耐用年数
	耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数(60 年)と築年の差	・構造耐用年数と経過年の差
		外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数(40 年)と改修年の差	
		付属設備耐久性	・設備耐用年数(20 年)と改修年の差	・設備耐用年数と改修年の差
不具合現況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況	・排水良否、雑草有無、落下、ひび割れ、亀裂、損傷、欠損、腐食、沈下、脱落、磨耗、ゆるみの状況
		土台	・腐れ、欠損の状況	
		柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況	
	外部仕上不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況	
		外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況	
		窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況	
	内部仕上不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下・有・無	
		内壁	・割れ、剥がれ、変色・有・無、	
		床	・割れ、剥がれ、変色・有・無	
	付帯設備不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
		広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
	建築設備不具合	電気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
		給排水衛生設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
		空調換気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
		搬送設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
		その他設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況

(4)耐震化の実施方針

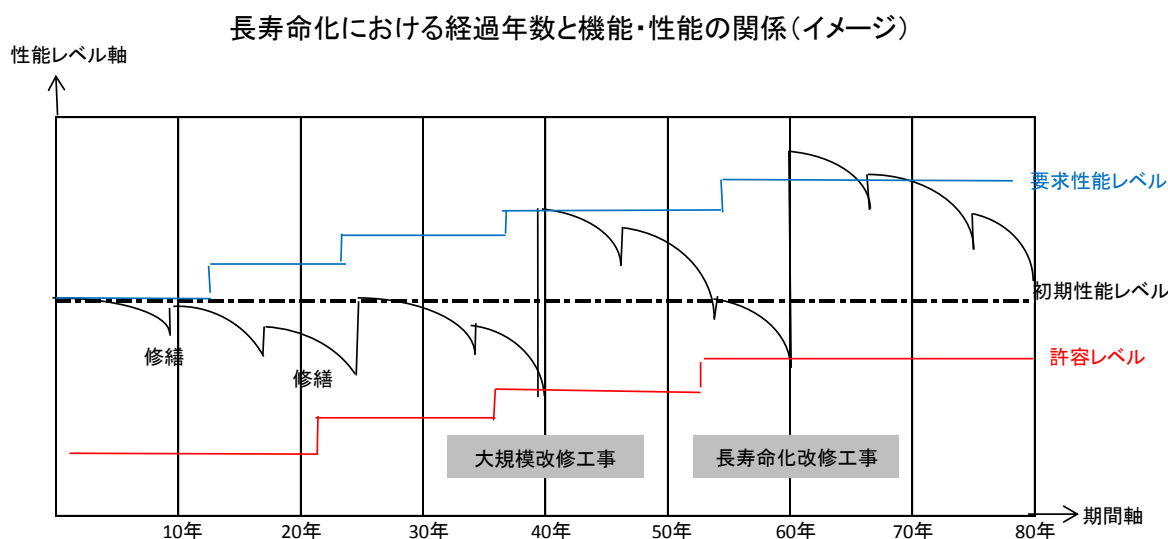
本町では町の既存建築物についても順次耐震診断を行っています。耐震改修と耐震補強の必要な主要な建築物について、必要に応じ順次耐震補強工事等を実施しており、特に利用率や効用等の高い施設については、重点的に対応しています。

町有建築物は、平常時における町民利用の安全性はもとより、災害時の拠点施設としての機能保持の観点からも耐震性の確保が強く求められているため、今後も保全状態や将来的な利用方針を検討した上で、耐震改修に必要な整備プログラムをまとめ、計画的・効率的な耐震化を進めます。

(5)長寿命化の実施方針

点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を良好な状況に保ち、更に定期的な施設診断によって、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正する「総合的かつ計画的な管理」に基づいた予防保全を行うことにより、公共施設等の長期使用を図ります。

そのために、現在ある公共施設等の状態を把握するための施設診断の実施を検討します。施設には計画的な保全が求められますが、一般的に建設から40年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベルの性能を保つことができます。しかし40年程度を経過すると、点検・保守による修繕・小規模改修工事では性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。また、要求性能レベルは時間が経つにつれてその後建てられた新築建造物と比較されることにより上昇します。すなわち、要求性能レベルのプラスの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。建て替え周期は大規模改修工事を経て60年としますが、その時点で診断を行い、更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って80年まで長期使用し、コストを削減することも検討します。



(6)統廃合や廃止の推進方針

平成 27（2015）年に閣議決定された『国土形成計画』においても、人口減少の本格化を見据えた公共施設等の集約化を図り、都市機能のコンパクト化を進めることも重要な視点として示されています。また、人口密度が高いほど行政コストは低下する傾向にあるという研究結果も示されており（日本の「稼ぐ力」創出研究会（経済産業省））、財政支出の効率化の観点からも統廃合が検討の時期にあることは言うまでもありません。ただし、一律に集約化を行うと、施設の安全性や機能性・耐久性の観点を全く考慮しない施設への集約が起こる可能性も否定できず、結果として大きな行政サービス低下の原因になることもあり得ます。

（参考：国土形成計画（平成 27 年 8 月 14 日閣議決定）より）

数十年続く人口減少過程においても持続可能な地域を維持・形成するためには、人口減少・高齢化への適応策として、地域自らが主体となって地域の構造を見直し、行政や医療・介護・福祉、商業、金融、燃料供給等生活に必要な各種サービス機能を一定の地域にコンパクトに集約化することによりこれらのサービスの効率的な提供を可能とする必要がある。

（中略）

地域や国土の構造として、「コンパクト」のみでは不十分であり、各種サービス機能がコンパクトにまとまった地域と居住地域とが交通や情報通信のネットワークでつながることが重要である。数十年続く人口減少過程にあっても、ネットワークを強化し、サービス機能の圏域人口を維持することが、利便性の低下を回避する人口減少の適応策となる。さらに、一つの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、複数の地域が連携して役割分担を行い、あるいは中核的な機能を有する地域とつながり、地域間がネットワークで結ばれることによって、低次の機能から高次の機能まで必要な機能を楽しむことが可能となる。

そこで、コンパクト化の流れは前提になりますが、施設の統廃合にあたっては、新たな施設が本町の拠点として備えるべき機能や設備、望ましい設置場所といった多面的な観点から検討し、機能強化を前提とした複合化を進めます。

このほか、近隣自治体との連携による施設の共用化や、民間施設の利活用による新たな建設や建て替えに頼らないサービス提供の可能性を含め、幅広く検討する環境づくりを目指します。

また、遊休施設の活用及び今後使用が休止になる可能性のある建物については、施設の特性を生かし機能を維持した転用をできるだけ速やかに進められるよう、民間団体や地区との協議を行います。

第5章 施設分類毎の方向性

1. 施設種別毎の方針

(1) 公共施設

① 町民文化系施設(集会施設・交流施設)

主な施設と現状	方針
▶ふれあいセンター ▶コミュニティーセンター ▶寿の家 ▶生活改善センター ▶山村開発センター ▶まちなか交流センター ▶館地域振興センター ▶鶉地区多目的研修集会センター ▶町民交流センター 等	【施設の設置(数量)について】 本町の町域及び地区の位置を考慮しながらも、町の状況にふさわしい集会施設・交流施設の数量を検討します。その中で、将来にわたり極端に利用が少ないと判断される施設については、町内会の再編成等の動きを踏まえ、他地区との集約化等の検討に入ります。 また、今後建て替えが必要になる場合には、利用状況に応じた他機能施設との複合化等による数量の縮減をあわせて検討します。
◆本町は3つの地域に区分され、26集落で形成されています。その集落毎に集会施設が整備され、町内会活動等が行われています。近年は離農や高齢化の進行等により、町内会の再編成等が検討されている集落も見られます。 ◆保健福祉総合センターは、町民交流センターと保健福祉センターが一体で建てられています。町民交流センター部分では、成人式をはじめとする町の式典、文化講演会や芸能発表会等の事業が行われています。 ◆平成28年度に山村開発センターの耐震化工事を実施しました。	【施設の管理運営(品質)について】 日々の点検・診断・報告や維持管理については、利用している地域住民の協力を得ながら、継続的に行います。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な外壁や屋根等の修繕ならびに改修を行うことで、長寿命化を目指します。 利用現状を踏まえながらも、地域の集会施設及び交流施設にふさわしい管理のあり方を、今後検討します。

②社会教育系施設

〔博物館・図書館〕

主な施設と現状	方針
▶郷土資料館・図書館 ◆図書館は、年間3,500人程度が利用しており、約1万冊程度が貸し出されています。 ◆郷土資料館では先人の生活様式を今に伝える貴重な資料を展示し、学校教育や社会教育での活用場として整備充実を図っています。	【施設の設置(数量)について】 図書館及び郷土資料館は、本町の歴史や発展の資料を保存していることから、長寿命化工事を実施し、体育館部分とあわせ現状を維持します。 【施設の管理運営(品質)について】 日々の点検・診断・報告ならびに維持管理については継続的に行います。特に貴重な資料の整理・展示の工夫等効率的な運用に努めます。適切な保存に必要な管理方法や体制構築に引き続き留意します。 図書館は、施設の老朽化による改修も視野に入れ、各種事業を活性化させることで図書館施設の有効活用を図ります。また郷土資料館は、資料の充実や企画展示の実施等により、住民のより一層の利活用を促します。

③スポーツ・レクリエーション系施設

〔スポーツ施設〕

主な施設と現状	方針
▶総合体育館 ▶多目的運動広場 ▶多目的交流広場 ▶町民プール ▶スキー場 ◆町民一人ひとりが身近にスポーツを楽しみ健康の維持・向上が図られるよう、スポーツ施設の整備を行っています。体育館は図書館や郷土資料館と同じ建物にあります。 ◆町民プールは現在、厚沢部地区1施設を開設しています。	【施設の設置(数量)について】 それぞれの施設で長寿命化工事を実施し、現状を維持します。 【施設の管理運営(品質)について】 日々の点検・診断・報告や維持管理については継続的に行います。ライフサイクルコストの低減を目標に、照明器具LED化やスキー場リフト架替など維持管理のために必要な修繕ならびに改修を行うことで、各種施設の長寿命化を目指します。町民の健康増進、体力向上のため、体育施設の維持修繕整備を進めます。施設の老朽化による改修も視野に入れて、指導体制を充実させ有効利用を図ります。

〔レクリエーション施設〕

主な施設と現状	方針
▶レクの森バンガロー、休憩施設 ▶森林展示館 ▶バーベキューハウス ▶オートキャンプ場 ▶ふれあい農園 ▶館城跡各種施設 ◆土橋自然観察教育林は「レクの森」として森林展示館やバンガロー、バーベキュー施設等の整備が完了し、平成11年開設の鶉ダムオートキャンプ場「ハチャムの森」とともにアウトドア志向の観光客が訪れています。 ◆農業体験施設としてうずら温泉横に「ふれあい農園」を開放しています。 ◆国指定史跡である館城跡は、復元整備の前段となる発掘調査を行い、現在保存整備を進めています。明治維新の歴史を知る上で欠かせない史跡です。	【施設の設置(数量)について】 基本的に現状を維持します。レクの森や館城跡については、それぞれの整備・管理に関する計画と連動し進めます。 【施設の管理運営(品質)について】 日々の点検・診断・報告や維持管理については継続的に行います。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な修繕ならびに改修を行うことで、長寿命化を目指します。 レクの森については、土橋自然観察教育林の保存管理に関して予定されている計画策定を進めます。遊歩道等については、必要最小限の維持補修を行い植物の保護に努め、学習会や観察会の充実を図るとともに、地域活性化の資源として有効活用に努めます。 国指定史跡「館城跡」保存整備事業を推進し、文化遺産の保存のため国・道との連携を図ります。

〔保養施設〕

主な施設と現状	方針
▶館地区憩いの家 ▶うずら温泉宿泊施設 ▶上里ふれあい交流センター ◆町民の健康増進のために入浴が可能な温泉施設が町内には3か所あります。うずら温泉は、町外からの宿泊者も利用する施設を有し、年間約3千人が宿泊し、施設全体は、レストランを含め延べ約4万人が利用しています。館地区憩いの家（館城温泉）は、年間延べ約2万人が利用しています。 ◆上里温泉は上里ふれあい交流センターとしてリニューアルし、平成28年度に完成しました。温浴施設にはチップボイラーが導入されるなど、環境に配慮した施設となっています。	【施設の設置（数量）について】 現状を維持します。
	【施設の管理運営（品質）について】 日々の点検・診断・報告や維持管理については指定管理者や委託者と協力し継続的に行います。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な修繕ならびに改修を行うことで、長寿命化を目指します。

④産業系施設

主な施設と現状	方針
▶産業会館(道の駅) ▶種子馬鈴薯選別施設 ▶農業活性化センター	【施設の設置(数量)について】 産業の拠点として、基本的に現状を維持します。なお、産業振興を図るうえで、必要不可欠な施設については、積極的な建設を進めることとしますが、新エネルギーの活用等により効率的かつ計画的に建設・管理することを基本とします。
◆道の駅は平成25年にリニューアルし、あさぶ町物産センターの売り場や休憩スペースを拡大し特産品や飲食物等の販売を行っています。 ◆新しい種子馬鈴薯選別施設では、全自動秤量機等、より多様化する出荷形態に対応するための最新機器を導入し、作業の効率が向上しています。年間7,200トンの処理が可能です。 ◆農業活性化センターは、栽培試験や土壌分析診断等を通じて栽培技術や品質の向上、情報の集積・提供を行っています。	【施設の管理運営(品質)について】 日々の点検・診断・報告や維持管理については、管理を委託している団体の協力を得ながら、継続的に行います。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な修繕や改修を行うことで、長寿命化を目指します。なお、道の駅については、平成28年度策定の『道の駅雇用創出基本構想』に基づき管理運営を行います。

⑤学校教育系施設

〔学校〕

主な施設と現状	方針
▶小学校(美和小学校、厚沢部小学校、鶉小学校、館小学校) ▶中学校(厚沢部中学校、鶉中学校、館中学校) ◆平成27年5月1日現在小学校4校(児童数173人)、中学校3校(生徒数108人)があり、近年の出生率低下や人口の流出等により児童生徒数は年々減少傾向にあります。	【施設の設置(数量)について】 今後の学校統合再編を進める上での指針となる『厚沢部町立学校適正配置計画』に基づき、小・中学校の適正規模・適正配置について検討を重ねています。 小学校については、美和小学校が平成29年3月31日をもって閉校し、厚沢部小学校に統合されます。その他の学校については、本町の地理的条件等を勘案し、当面は現状を維持します。美和小学校校舎の活用については、今後検討します。 中学校については、平成30年4月から一つの新しい中学校へ統合されます。当面は現在の厚沢部中学校校舎で授業が行われますが、将来は生徒数に見合った新しい学校教育施設の建設を検討します。 【施設の管理運営(品質)について】 日々の点検・診断・報告や維持管理については、各学校の協力を得ながら、継続的に行います。順次老朽化した施設については、不具合箇所の修繕及び改修を優先的に行います。 特に児童生徒の安全確保について重視し、施設内の事故防止及び防犯に対する安全管理体制を構築します。新しい教育環境に対応した学校教育施設の整備拡充に努めながら、教育レベルの維持を図ります。

〔その他教育系施設〕

主な施設と現状	方針
▶教員住宅 ▶総合給食センター ◆教員住宅は、道路交通網の整備状況により通勤圏が限られていることや、転勤の多い教員に対して安定した居住先を確保することを目的に整備が進められています。特に管理職住宅については、施設管理で求められている緊急時の迅速な対応や、地域と学校の連携による良好な学校運営の観点から、学校敷地の近くに建設しています。 ◆現在の学校給食は、江差町、上ノ国町との3町による給食組合で運営していますが、施設の老朽化に伴い設備整備が望まれており、町単独での給食供給施設の建設が進んでいます。	【施設の設置(数量)について】 教員住宅に関しては、小・中学校の学校の配置に対応しながら、老朽化した住宅について計画的に改修を進め、居住水準の向上、維持管理の効率化と入居の適正化を進めます。改修や将来的な建て替えにあたっては、適正な居住水準の確保や冬期間の寒さに十分配慮します。 総合給食センターについては、災害時の炊き出し機能も備えているほか、地元雇用の拡大など人口減少対策としても重要な役割を持つ施設として位置づけられており、町の重要な給食施設として維持します。 【施設の管理運営(品質)について】 整備・修繕等の点検を定期的を実施し、予防保全的な維持管理に努めます。また、長寿命化の視点における維持管理の観点では、長期修繕計画の視点から修繕や改善等を実施し、長寿命化と維持管理コストの低減に努めます。 新しい給食施設については、児童生徒数の推移などを勘案した上で、適切に維持管理し、長寿命化を図ります。床をいつも乾燥した状態で使用でき室内の湿度が低く保たれるドライシステムや、非汚染区域と汚染区域とを明確に区分した配置や調理場内動線により、安心安全な配食に努めます。

⑥子育て支援施設

〔幼稚園・保育所・こども園〕

主な施設と現状	方針
▶保育所（厚沢部保育所、鶉保育所、館保育所） ◆3地区に常設保育所を開設しています。定員127人に対し111人が入所している状況で、特に乳幼児の児童数が増加傾向にあり、保育室のスペースの確保や施設の老朽化等が課題となっています。	【施設の設置（数量）について】 平成27年3月策定の『子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）』で示されている将来の見込み量を基本に、3地区の保育所の統合を視野に入れ、町民ニーズや意見を考慮し、認定こども園の整備を進めます。 またこども園の施設と一体化した障害児相談や育児相談などを行う子育て支援センターを組み込み、利用者負担の軽減など子育て支援の拡充を図っていく予定です。 【施設の管理運営（品質）について】 既存保育所については、日々の点検・診断・報告や維持管理を各施設の協力を得ながら、継続的に行います。不具合箇所の診断を優先的に実施します。園児の安全確保については特に重視し、施設内の事故防止及び防犯に対する安全管理体制を構築するとともに、国の子ども子育て支援施策で言及されている新しい保育・教育環境に対応した施設・サービスの整備拡充に努めながら、レベルの維持を図ります。

⑦保健・福祉施設

〔高齢者福祉施設〕

主な施設と現状	方針
▶高齢者生活支援寮 ◆平成11年10月に高齢者生活支援寮を整備しています。町内の特別養護老人ホーム、介護付有料老人ホーム、認知症グループホームなどと連携を図りながら、高齢者福祉を推進しています。	【施設の設置(数量)について】 基本的に現状を維持します。 【施設の管理運営(品質)について】 町の『高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』に記載されている各種サービス提供体制との整合性に引き続き配慮し、施設の長寿命化に向け日々の点検・診断・報告や維持管理について、継続的に行います。施設利用者の安全の視点から施設の管理運営を行います。

〔保健施設〕

施設の現状	方針
▶保健福祉センター ◆保健福祉総合センターは、町民交流センターと保健福祉センターが一体で建てられています。保健福祉センター部分には、保健・福祉・介護関連の各課が常駐し、社会福祉協議会並びに訪問看護ステーション間で連携、調整が図られ、健康づくりや介護予防に関する各種事業が行われています。	【施設の設置(数量)について】 基本的に現状を維持します。 【施設の管理運営(品質)について】 施設については、不具合箇所の診断を優先的に実施します。施設利用者の安全な自立支援の視点から施設の管理運営を行います。 町の『高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』や『障害者計画・障害福祉計画』に記載されている各種サービス提供体制との整合性に引き続き配慮します。 医療と介護、保健・福祉分野の連携システムのさらなる充実を図りながら、施設の長寿命化に向け日々の点検・診断・報告や維持管理について、継続的に行います。

⑧行政系施設

〔庁舎等〕

施設の現状	方針
▶役場庁舎 ▶消防署庁舎・分遣所・格納庫等	【施設の設置(数量)について】 現状を維持します。
◆役場庁舎は昭和51年に建築後40年が経過しています。 ◆平成28年度に長寿命化工事を実施しました。	【施設の管理運営(品質)について】 長寿命化に向けた予防保全的な改善の実施を基本とします。庁舎来訪者及び職員の安全を確保するため、必要に応じた修繕ならびに改修を基本とした維持管理を行います。災害時の防災拠点となることを踏まえ、安全確保の観点を重視します。

〔その他行政系施設〕

施設の現状	方針
▶職員住宅 ▶旧ダンプカー車庫 ▶土木車庫 ▶水防倉庫兼水道資材庫 ▶水車小屋	【施設の設置(数量)について】 数量については、それぞれ基本的に現状を維持し、使用を継続します。 なお、民間が建設するサービス付き高齢者向け住宅と連携を図る移住体験住宅及び移住交流センターの建設については「生涯活躍のまち構想」に基づき実施します。
◆職員住宅は現在19戸あります。築40年以上が経過し老朽化が進んでいる施設もあります。 ◆うずら温泉そばの水車小屋や各種トイレなどが含まれます。	【施設の管理運営(品質)について】 長寿命化に向けた予防保全的な改善の実施を基本とします。必要に応じた修繕及び改修を重視した維持管理を行います。 また、職員住宅については、公営住宅等の施設管理の方針に則り、維持管理を行います。

⑨公営住宅

〔公営住宅等〕

施設の現状	方針
▶公営住宅（緑町、松園町、新町、赤沼町、鶉町、館町、南館町） ▶地域優良賃貸住宅（新町） ▶特定公共賃貸住宅（新町、赤沼町、鶉町） ◆現在333戸ある公営住宅は、狭く老朽化している住宅もあることから、建て替えの必要があります。 ◆人口減少が続く中、特に若年者の町外交流に歯止めをかけるため、住みやすい生活環境の整備に努めるとともに、定住促進事業や持家建設促進推奨事業などにより定住者に対する各種支援策を講じ、また、積極的な情報発信によるUJIターンの推進を図るなど、総合的な定住促進施策を展開しています。	【施設の設置（数量）について】 『厚沢部町公営住宅等長寿命化計画』に基づき、老朽化した既存住宅の改築による改善を促進します。 平成26年度に策定した『公営住宅等長寿命化計画』では、平成32年における管理戸数を、将来の世帯構成等に配慮し、297世帯程度と設定しています。 老朽公営住宅解消を目的とする建て替え事業としては、赤沼団地・高見団地・鶉町B団地で実施します。建て替えにあたっては、「公営住宅整備基準」をはじめ道の方針による整備水準を基本とし、安全性及び居住水準の向上はもちろんのこと、高齢化や高齢単身世帯が増えている現状を踏まえ、建設場所や住宅内部のバリアフリー化にも十分配慮します。町の気候風土など地域特性に対応した整備を目指します。 【施設の管理運営（品質）について】 『厚沢部町公営住宅等長寿命化計画』を基に長寿命化のための維持管理を最優先に、改善事業（居住性確保型・福祉対応型長寿命化型）ならびに、修繕事業を実施します。 長寿命化のための維持管理に関しては、ライフサイクルコスト削減のため、住棟・住戸に応じた予防保全的な修繕ならびに点検を計画的に行います。定期点検を行い適切な修繕や改善を行うことにより、安全性を確保します。

⑩その他

〔貸付施設〕

施設の現状	方針
▶旧北電事務所 ▶旧厚沢部川農業開発事務所 ▶旧清和小学校 ▶旧清水小中学校 ▶旧木間内小学校 ▶旧館診療所 ▶旧富里小学校 ▶旧赤沼町寿の家	【施設の設置(数量)について】 基本的に現状を維持しますが、今後活用できなくなった場合には、除却の対象となる可能性があります。 【施設の管理運営(品質)について】 貸付先の協力を得ながら、維持管理を行いますが、日常の修繕などについては、協議の上決定します。
◆上記の施設については、民間団体や個人への貸付がなされているものです。活用はされているものの施設の老朽化が懸念されるものもあります。	

〔旧施設〕

施設の現状	方針
▶旧檜山森林管理署宿舎(住宅) ▶旧滝野小学校	【施設の設置(数量)について】 長期にわたり活用策が見いだせない施設については、除去の対象となります。安全性やコスト面に配慮し、優先順位をつけた上で計画的に除却を進めます。 【施設の管理運営(品質)について】 未利用施設であっても、建物の維持に関しては地域住民に対して安全対策や防犯対策を万全に行うことで、事故や崩落のないように努めます。
◆町内には将来にわたって利活用が予定されていない施設があります。安全面・防犯面で課題と言えます。	

(2) インフラ

①道路(橋梁含む)

現状	方針
◆主要町道の整備は終わっています。改良率74.0%、舗装率73.8%です。 ◆農道については、基幹農道を町道として整備を進め一定の整備水準に達しており、農地面積当たりの農道延長は横ばい傾向にあります。林道についても、林野面積当たりの延長は横ばい傾向です。 ◆『第5次厚沢部町総合計画』『厚沢部町過疎地域自立促進市町村計画』に基づき、計画的な改修工事の実施により保全を行っています。	【設置(数量)について】 現存の道路に関して、町道については現状を維持します。農林業が中心の当町では、今後も基幹的農道及び林道の計画的な整備を推進しますが、今後の新設については、中長期的な社会情勢を見極め、慎重に検討の上決定します。 【管理運営(品質)について】 今後も住民ニーズに即した整備や維持管理を行います。特に道路並びに橋梁の長寿命化を最優先とします。 道路の計画的な管理を行うため、町が管理する道路において、予防保全型の『道路(舗装)施設管理計画』を策定します。なお、生活道路では安全性確保を優先し、舗装や道路付属物等の点検を行った上で修繕に向けた計画の策定を検討します。また、未舗装地区の解消や除雪体制の充実を図ります。 橋梁は、長寿命化計画をもとに、点検及び補修を行います。 【コストについて】 施設管理の効率化と道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。経済性を考慮した適切な道路整備を行います。 橋梁は、健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針とともに、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、修繕・架け替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

②上水道等

現状	方針
◆簡易水道は相生地区の湧水を利用し、給水世帯2,034世帯、給水人口は4,283人で、普及率は99.3%とほぼ整備済みとなっていますが、全管路延長159kmのうち50%を超える91kmが敷設から20年以上、中央監視装置等の電気計装設備については設置から15年以上経過しています。	【設置(数量)について】 効率的な管路網の構築に向け、老朽化した配水管路や施設の維持整備に努めます。必要に応じて移設・改修等を行います。 【管理運営(品質)について】 水道サービスの持続性の確保、安心・安全な水の供給を保証するため、配水池・施設及び機器の長寿命化を最優先とします。効率的な上水道・簡易水道運用のため、導水管や配水管の移設・改修、電気計装機器類の更新・整備を行います。 【コストについて】 施設管理の効率化と管路材の規格化を進め、将来コストの削減に努めます。法規等の弾力的な運用に努め、適正な事業規模、経済性を考慮した適切な管路整備を行います。

③農業集落排水等

現状	方針
◆下水道は農業集落排水事業による整備が平成22年度で終わり、平成28年3月末現在で普及率は45.5%、個別合併浄化槽普及率は24.1%、町内全体の水洗化率は69.6%となっています。 ◆農業集落排水処理(下水道)対象地域外の地区については、合併浄化槽等の設置を推進しています。	【設置(数量)について】 より衛生的で快適な生活環境の創出を目指すとともに、河川の水質保全を図り、恵まれた豊かな自然環境を保つため、生活排水関連施設の整備を計画的に進めます。施設の維持管理に努めるとともに、集落排水への接続(普及)率の向上と個別合併浄化槽の設置を促進します。 【管理運営(品質)について】 安定的な汚水処理を図るため、施設や管路の長寿命化を進めます。計画的な更新、施設・維持管理機器等の整備を行い、処理施設の機能強化を図ります。 【コストについて】 施設管理の効率化と管路材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。 法規等の弾力的な運用に努め、適正な事業規模、経済性を考慮した適切な管路並びに施設整備を行います。

④農業水利施設

現状	方針
◆本町の基幹産業である第一次産業を持続的に発展させるための基盤として、農業水利施設が位置づけられています。本町には、承水路・用水路・排水路・魚道などがあります。	【設置(数量)について】 現状を維持しながらも、農業を取り巻く環境の変化に対応した効率的な用排水路等の構築・施設の整備に努めます。
	【管理運営(品質)について】 農林水産省の「農業水利施設の機能保全の手引き」などを活用し、ストックマネジメントに係る基本的な考え方と実施方針の枠組みを整理します。長寿命化に向けた改修を行いながら、必要に応じて移設等を検討します。
	【コストについて】 施設管理の効率化と管路材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。 法規等の弾力的な運用に努め、適正な事業規模、経済性を考慮した適切な用排水路等並びに施設の整備を行います。